



2019年3月20日

各 位

会 社 名 OCHIホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 越智 通広
(コード番号:3166 東証第一部・福証)
問合せ先 取締役執行役員経営企画部長 土生 清文
(TEL 092 - 732 - 8959)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月下旬開催予定の第9期定時株主総会での承認を前提として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行後の役員人事につきましては、決定次第お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

- ① 取締役会での議決権を有する監査等委員が業務執行の適法性および妥当性の監査を担うことで、取締役会の監督機能の実効性を高め、コーポレートガバナンスの強化を図るものです。
- ② 取締役会の業務執行決定権限の一部を取締役へ委任することにより、より迅速な意思決定を行なうことで、業務執行の機動性を向上させます。

(2) 移行時期

2019年6月下旬開催予定の第9期定時株主総会において、必要な定款変更等について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社へ移行するため、次に掲げる変更を行なうものであります。
 - ・ 監査役および監査役会に関する規定の削除（現行第25条から第30条）
 - ・ 監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設（変更案第4条、変更案第5章表題、変更案第26条から第28条）
 - ・ 社外監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置としての附則の新設（変更案附則）
 - ・ その他所要の変更（変更案第18条、第19条、第20条、第21条、第25条）

- ② 業務執行の機動性を向上させるため、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第24条)
- ③ 事業ポートフォリオの拡大に伴い、事業目的を整理するものであります。(変更案第3条)
- ④ 現状、相談役および顧問を選定していないことから、相談役および顧問の選定に関する規定を廃止するとともに、役付取締役に係る規定の一部見直しを行なうものであります。(変更案第22条、現行第23条)
- ⑤ 業務執行を行わない取締役がその役割を十分に発揮できるよう社外取締役に限定していた責任限定契約を取締役(業務執行取締役等であるものを除きます)に拡大するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。(変更案第23条)
- ⑥ 上記変更に伴う条数の変更等を行なうものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	2019年6月下旬
定款変更の効力発生日(予定)	2019年6月下旬

以上

(別紙) 定款の変更内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 3 条 当社は、<u>次の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>1. <u>次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理</u></p> <p>① <u>建築資材の販売</u></p> <p>② <u>玄関ドア、下駄箱、階段、収納セット、家具、冷暖房機器、厨房機器、浴室機器、衛生機器、空調機器等の住宅設備機器の販売</u></p> <p>③ <u>家庭用電気製品の販売</u></p> <p>④ <u>医療機器の販売</u></p> <p>⑤ <u>電気通信機器の販売および施工</u></p> <p>⑥ <u>建築一式工事、大工工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、ガラス工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、建具工事の請負ならびに企画、設計および監理</u></p> <p>⑦ <u>木材の加工、製造販売業</u></p> <p>⑧ <u>家庭用金物、家庭用荒物、日用品雑貨の販売ならびに斡旋委託製造</u></p> <p>⑨ <u>食料品および飲料水の販売</u></p> <p>⑩ <u>不動産の売買、賃貸、仲介および管理</u></p> <p>⑪ <u>建設用仮設材のリースおよびレンタル</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 3 条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、<u>当該会社の事業活動を支配および管理することを目的とする。</u></p> <p>① <u>建設資材の販売</u></p> <p>② <u>住宅設備機器の販売</u></p> <p>③ <u>建設工事の請負、企画、設計、施工および監理</u></p> <p>④ <u>家庭用の電気製品、金物および日用品の販売</u></p> <p>⑤ <u>業務用の冷凍冷蔵機器、空調設備、厨房機器の販売および設置工事</u></p> <p>⑥ <u>木材の加工、製造販売</u></p> <p>⑦ <u>電気絶縁材料、工業用電気機械器具および耐熱材料の販売</u></p> <p>⑧ <u>介護保険法に基づく居宅介護支援、訪問介護および短期入所生活介護事業</u></p> <p>⑨ <u>不動産の売買、賃貸、仲介および管理</u></p> <p>⑩ <u>損害保険代理業</u></p> <p>⑪ <u>住宅瑕疵担保保険に関する契約の媒介または業務の取次ぎ</u></p> <p>⑫ <u>前各号に附帯関連する一切の事業</u></p>

現行定款	変更案
<p>⑫ 損害保険代理業</p> <p>⑬ 住宅瑕疵担保責任保険に関する契約の媒介または業務の取次ぎ</p> <p>⑭ 前各号に附帯または関連する一切の事業</p> <p><u>2. 前項各号の事業、および前項に附帯または関連する一切の事業</u></p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>および<u>会計監査人</u>を置く。</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社は<u>取締役 12 名以内</u>を置く。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、<u>株主総会</u>および<u>取締役</u>のほか、<u>次の機関</u>を置く。</p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>は<u>12名以内とする。</u></p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は 5名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(選 任)</p> <p>第 19 条</p> <p>(新設)</p> <p>取締役の選任は、<u>株主総会において</u>、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p><u>2 取締役の選任決議については</u>、累積投票によらない。</p> <p>(新設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(選 任)</p> <p>第 19 条 <u>取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p><u>2 取締役の選任決議は</u>、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p><u>3 取締役の選任決議は</u>、累積投票によらないものとする。</p> <p><u>4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は</u>、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第 20 条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は</u>、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>3 任期の満了の前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は</u>、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会)</p> <p>第 21 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>4 (項省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により取締役会長および取締役社長各 1 名、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>(顧問)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議をもって顧問をおくことができる。</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第 21 条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3 取締役会招集の通知は、各取締役に對し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>4 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、<u>その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、<u>その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて<u>その他の役付取締役若干名</u>を選定することができる。</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(社外取締役の責任限定)</p> <p>第 24 条 当社は、会社法 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任限定)</p> <p>第 23 条 当社は、会社法 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 24 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 25 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して定める。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(招集)</p> <p>第 26 条 <u>監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u> <u>第 27 条 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤監査等委員)</u> <u>第 28 条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u> <u>(員 数)</u></p>	<p>(削除) (削除)</p>
<p><u>第 25 条 当会社に監査役 5 名以内を置く。</u> <u>(選 任)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 26 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p>	
<p><u>(任 期)</u> <u>第 27 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</u> <u>(監査役会)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 28 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>(常勤監査役)</u> <u>第 29 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(社外監査役の責任限定)</u> <u>第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 6 章 計 算</p>
<p>第 31 条～第 34 条 (条文省略)</p>	<p>第 29 条～第 32 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附 則</u></p>
	<p><u>(社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u> <u>第 1 条 第 9 期定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 30 条の定めるところによる。</u></p>
<p>以上</p>	<p>以上</p>